

「荒川将来像計画（地区別計画（北区編）（原案）」のパブリックコメント等実施結果

1. パブリックコメント実施結果

1. パブリックコメントの概要

（1）意見募集期間	令和6年11月1日（金）～令和6年12月2日（月）
（2）周知方法	北区ニュース（11月1日号）、北区公式ホームページ、北区公式SNS（Facebook、X、LINE）
（3）案の閲覧場所	道路公園課河川係（区役所第一庁舎3階17番）、区政資料室（区役所第一庁舎1階）、地域振興室、図書館 荒川知水資料館
（4）意見提出者数	6名（内訳）ホームページ：5名、持参：0名、郵送：1名、FAX：0名
（5）意見総数	110件

2. 提出された意見の概要とそれに対する区の考え方

・ 意見の内訳：

（1）全般に関する意見について	11件
（2）「まえがき」について	5件
（3）「1. 地区別計画とは」について	1件
（4）「1. 3検討体制」について	3件
（5）「2. 2基本方針」について	5件
（6）「2. 4ブロック別計画」について	29件
（7）「3. 荒川の維持・管理の考え方」について	7件
（8）「4. 計画の実施に向けて」について	5件
（9）その他の意見について	44件

章節	No.	ご意見の内容	回答
全般	1	地区別計画の区分けが不適切である。 「豊島ブロック(北区編)」のような飛び地や荒川の左岸と右岸とが別の計画(北区編と川口市編など)に区分されていてわかり難い。 などブロック区分に関する意見が3件ありました。	ブロック区分は2010地区別計画からの土地利用の変遷が分かりやすいように、同じブロックを踏襲しております。
全般	2	この地区別計画は沿川自治体がそれぞれ策定するものであるから、目次と同様にタイトルも「荒川将来像地区別計画(北区編)」などとし、表紙にも北区編であることが明確にわかるように記載すべき。また、本文中でも、地区別計画全体を示している箇所は「地区別計画」、北区編を示している箇所は「地区別計画(北区編)」と記載して区別すべき。	地区別計画【北区】の改定であることが分かるよう現計画同様のタイトルとし、本文中の記載については、ご意見を踏まえて修正します。
全般	3	本文中にいくつか「計画」という文言が登場しているが、それが「推進計画」を意味するのか「地区別計画」を意味するのかわかりづらい箇所があるため、単独での「計画」という用語は使わずに、「推進計画」、「地区別計画」、「地区別計画(北区編)」などと記載すべき。	ご意見を踏まえて、修正致します。
全般	4	荒川知水資料館についての記載が散発的に登場しているが、この施設こそ北区の個別計画中に特記するべきものであるので、別途コラムを設けるなどしてどのような施設で何をしているのかなどを記載すべき。	ご意見を踏まえて、荒川治水資料館については、P2-5へ注釈として追加します。
全般	5	「推進計画」には「2河川敷における不法工作物、不法耕作対策について」という項目で河川敷での不法起居について記載されているし、北区内でもそういった人を見かけるが記載なくてよいのか。赤羽ゴルフ倶楽部と子供の水辺の間あたりにあるブルーシート小屋はもう対処済みなのか？	ご意見の趣旨に副う「3.1.2.維持・管理上の課題」で不法行為の課題、「3.2.3.沿川住民が行う維持管理」で対策を記載しています。
全般	6	地図と写真の方角が不ぞろいなのでできる限り統一すべき。例えば、図2-18の写真と図2-6の地図はほぼ同じ場所を示しているのに向きが違う。	航空写真は流下方向から、図面は北が上で左から流下するよう図示を原則としていますが、写真は過年度撮影のものを利用しており再度の撮影が難しいため、本案どおりとします。
全般	7	推進計画、「推進計画」と、括弧で挟まれている箇所と挟まれていない箇所があるが使い分けているのか？	まえがきと1章については、紹介の意味で「」をつけております。

全般	8	表紙。「荒川将来像計画全体構想書」と実質的に同じイラストが表紙に使われているが、この絵を使わなければいけないのか。地区別計画なのであるから、その地区にふさわしい画像・イラスト等を表紙に用いるべきである。描かれているのは北区内にある旧岩淵水門(赤水門)だと思われ、北区が作成する地区別計画としても不適切ではないが、表紙としてよりふさわしいのは旧岩淵水門(赤水門)ではなく現在の岩淵水門(青水門)であると思われる。区が青水門を撮影して表紙にするべき。	上位計画、地区別計画間の統一感を出すために、統一した表紙としています。
全般	9	裏表紙。これは地区別計画であるが、問い合わせ先が国土交通省でよいのか？また、FAX番号は削除するべき。	北区、荒川下流河川事務所の連盟となるように裏表紙を修正致します。
まえがき	10	まえがき、第3段落～第5段落。これまでの経緯等が書かれているが冗長でわかりづらいので簡潔な記載とするべき。どうしても経緯を書きたいなら文章ではなく表形式にするべき。	荒川下流沿川自治体共通文のため、本案のとおりとします。
まえがき	11	まえがき、4段落目。「この度、～改定する運びとなりました。」とあるが、既に改定はなされたのであるから、「その後、～改定されました。」とするべき。	荒川下流沿川自治体共通文のため、本案のとおりとします。
まえがき	12	まえがき、4段落目。「この度、「全体構想書 1996」、「地区別計画書」の策定から約25年」、」とあるが、「地区別計画書」の方はその後「2010地区別計画」に改定されたのであるから、「「全体構想書 1996」の策定から約25年」とするべき。	「「全体構想書 1996」の策定から約25年」に修正します。
まえがき	13	まえがき、第5段落。地区別計画を作成した者が誰なのか、主語が曖昧。北区が作成したのであれば、北区が作成したと明確に書くべき。	ご意見を踏まえて、修正致します。
まえがき	14	「荒川に関する計画」と言われた場合に真っ先に思い浮かべるのは荒川が氾濫した場合に備える防災計画であると思われる。そのため、防災に関する情報を得ようとして本計画を見ると「あれ、防災についての話はたったこれだけ？」となってしまう。そこで、防災に関する計画は別途存在することや、本計画は防災を含めた荒川の全般的な計画であるということを冒頭部分に明記するべき。	ご意見を踏まえて、修正致します。

1. 地区別計画とは	15	「1.2.1.」と「1.2.2.」は地区別計画ではなくその上位の「推進計画」について説明した部分であるが、全体としてわかりづらい。たとえば、「推進計画」や「全体構想」使われている「健康・Well-Being な川づくり」や「荒川下流グリーンインフラ」という用語を説明なし引用されても意味がわからない。さらに「River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!」はなぜ唐突に英語がでてくるのか意味不明（特に最後の！はまったく意味不明）。推進計画のほうには「河川を舞台に強靱で持続可能な地域づくりをみんなで取り組む」ことをであるとの説明があるようなので、地区別計画にも記載するのであれば説明も付記するべき。	「健康・Well-Being な川づくり」や「荒川下流グリーンインフラ」は「全体構想書」、「推進計画」で解説されています。また、「全体構想書」、「推進計画」についてはHPで公表しています。 https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage_index042.html
1.3.検討体制	16	p1-5、「検討体制」について記載するよりも、計画の策定プロセスについての記述とするべき。現在の記載ぶりでは地区別計画の策定主体（策定責任者）が誰なのかが曖昧な記載になっている。（p1-1には、地区別計画は各自治体が主体としてとりまとめたとの記述がある。他方でp4-1には、地区別計画は「荒川の将来を考える協議会」が策定したと解釈できる記載がある。）そこで、「本地区別計画（北区編）は、～で検討を行い、〇〇が策定したものです」といった記載をするべき。	ご意見を踏まえて、p4-1の「沿川自治体の協力のもと」を削除します。
1.3.検討体制	17	p1-5 図1-3、「②意見聴取」とあるが、住民→行政への矢印であるのだから、「意見聴取」ではなく「意見提出」などとするべき。（推進計画からのコピーだと思われるが、不適切な図表をそのまま転記するのも不適切）。	行政が主体で意見聴取を実施するため、本案のとおりとします。
1.3.検討体制	18	p1-5検討体制の本文3行目のあとに続けて、「また、「流域治水」推進の観点からは、信濃川下流分水地域などの他の河川沿川当事者との提携で得られる知見も「放水路」を共有する立地として検討に値します。共に青山士らにかかる治績として顕彰にふさわしい歴史土木資産です。」の一文を追加できないか。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
2.2.基本方針	19	p2-3、「今回の震災では」とあるが、10年以上前であり「この震災では」とすべき。	「この震災では」に修正します。
2.2.基本方針	20	p2-4、「あらゆるひと」とあるが、なぜ「人」ではなく「ひと」なのか。曖昧な理由でひらがな表記するのはわかりにくくなるだけ。	やわらかい表現とするため、「ひと」としています。

2.2.基本方針	21	p2-4、”放水路から川らしい水辺へ”と引用符付きで記載されているが、これは推進計画2010のスローガンだと思われる。推進計画2010は改定済なのであるから、古い計画からの引用は不適切。	ご意見を踏まえて、「放水路から川らしい水辺へ」の推進」を地区別計画のコンセプトである「水文化の継承と発展を」とします。
2.2.基本方針	22	p2-4 4 自然豊かな水辺空間の再生あらゆるひとが川と触れ合い、あらゆるひとがくつろげる荒川 ・旧岩淵水門の保存と歴史的意義の継承 ・荒川知水資料館を伝承の拠点として、住民と行政の協働による管理を推進 ・自然環境を保全していくための行政と区民の協働活動の推進 に対して、 【学習】子どもたちに学習の機会を提供する 北区では、中学校社会科副読本などで、荒川の水害や青山士の荒川放水路・旧岩淵水門(赤水門)建設を教えていると思う。しかし、荒川については「治水」だけでなく、飲料水利用の「利水」や自然地としての「親水」も学ぶべきと思う。そこで、北区の子どもは「北区飛鳥山博物館」と同様に、「荒川知水資料館」や「北区・子どもの水辺」に必ず一度は訪問することで、荒川の「治水・利水・親水」や「生活に必要な荒川」を、座学ではなく体験学習ができるようにする。 【郷土史】荒川と市民の関わりを記録する 旧荒川(現荒川・隅田川)に接するのは、浮間・赤羽北(袋)・岩淵・志茂(下)・神谷・豊島・堀船(梶原堀之内・船方)の7地区だが、平成の初めに発行された「北区史民俗編」で調査されたのは、浮間・赤羽北・志茂・豊島の4地区のみで、3地区は未調査である。特に岩淵は、荒川を渡るための宿場町だったが、民俗としては未調査のままである。調査済の4地区も、民俗編発行から約30年が経過し、発行後の変化は未調査である。志茂に残る旧岩淵水門(赤水門)は、今年8月「国の重要文化財」に指定され、10月には「荒川放水路通水100周年」を迎えた。このままでは荒川と市民の関わりが、不明のままであるとともに、次の世代への継承もしにくい。そこで、「荒川と市民」を含む「民俗調査」を再開・記録し、次世代が活動の参考にできるようにする。その成果は、荒川知水資料館・北区立図書館・国立国会図書館などで、情報提供する。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。

		【研究】荒川知水資料館(アモア)を荒川研究の拠点として活用 荒川知水資料館開館から分館会館のころまで、貴重本を含めた荒川の資料を閲覧・複写できるようにしていた。しかし、現在ではそのサービスは限定されているように思う。そこで、かつてのようなサービスを復活させ、「荒川研究の拠点」となるようにしてほしい。 【野草】緑のネットワークの復元 岩淵水門(青水門)に隣接する「野草園」は、荒川知水資料館開館のころ、緑のネットワークのひとつとして、ボランティアの協力を得て開設された。1996年4月～2004年6月発行「ハローあらかわ生活情報MAP【ARA】」には、「野草園だより」のコーナーもあり、その様子が報告されていた。しかし現在は、その存在自体が忘れられた状態で、ホームレスが住んでいるという噂も聞く。そこで、「緑のネットワークのひとつとしての野草園」を、かつてのように復元し情報発信を行う。 【団体】荒川下流域活動団体ネットワークの一員として連携する 北区の荒川周辺では、団体活動が活発に行われていた。「街づくり・フロンティア21」は、さくらの植栽・荒川土手さくら祭を行うなど、各団体が各種イベントなどを開催した。また「荒川市民会議」が活動していたころ、「北区荒川市民会議」を含む荒川下流域2市7区の活動団体は、活発に情報交換・連携していた。荒川知水資料館では最近まで、荒川下流域活動団体の発行誌を、閲覧できるようにしていた。しかし現在は、広域活動の「荒川クリーンエイド・フォーラム(ゴミ拾い)」・「あらかわ学会(学術)」を除き、あまり情報交換・連携の話聞かない。そこで、荒川下流域活動団体の情報発信をサポートすると共に、その連携もサポートすれば、荒川下流域の活動がさらに活発になると思う。	
2.2.基本方針	23	p2-5、注3。「都内の両側の河川敷に整備されている。」という文章の意味がわからない。埼玉県部分には無いという意味で記載したのかもしれないが既に川口市・戸田市などでも整備されているはずなので、単に「荒川の両岸に整備されています。」でよいと思う。	「荒川の両岸に整備されている」に修正します。
2.4.ブロック別計画	24	「2.4.3.ブロック別計画」の項目が長いので、各ブロックを別項にするなど項目割を見直すべき。	荒川下流沿川自治体で統一構成として調整しているため本案のとおりとします。

2.4.ブロック別計画	25	p2-8、「足立区との区界まで」との記載があるが、ちょうど川口市の飛び地がある部分のため、「川口市との境界まで」だと思われる。	「川口市との境界まで」に修正します。
2.4.ブロック別計画	26	「2.4.3. ブロック別計画」について、図2-9などの進捗状況図をみると（北赤羽ブロックのごく一部を除き）ほとんどの地域で「実施」となっている。計画というのは今後どうしていくかということであり、既に「実施」済であるということは、「今後も今の現状維持するという計画です。」という意味になる。たしかに、現状が望ましいという判断なのであれば「現状を維持します」という計画になるはずである。ただ、そうであるならば、「これまでの計画はほとんど実施済であり、今後も現状を維持する計画とします」と明確に記載しなければならないはず。	進捗状況図については、土地利用区分に合わせた整備（土地利用）が実現したのか、未実施なのかを示しているものです。北赤羽ブロックについては、地区のほとんどがゴルフ場で占有されているため、土地の利用区分は本案のとおりとします。ただし、計画としては、ゴルフ場でもエコアップなどと記載しています。
2.4.ブロック別計画	27	p2-15、子供向版のように、地図に「実施したいこと」「今の姿」と明記した方がわかりやすいと思う。	荒川下流沿川自治体で統一構成として調整しているため本案のとおりとします。
2.4.ブロック別計画	28	p2-18、2-19など。「～な課題も出てきています。」「～喫緊の課題となっています。」との記載がある。この記載からは、今後これらの課題を解消することが計画（の一部）であり、現在はまだ計画が達成されていないことが読み取れる。他方、図2-12等の進捗状況図では北赤羽ブロックのごく一部以外のほぼ全てのエリアが計画を「実施」済となっており、本文の記載と地図上の記載とが矛盾している。（もしくは、課題が発生しているがその課題の解消は計画に含まれていないと解釈されることになる。）	進捗状況図については、土地利用区分に合わせた整備（土地利用）が実現したのか、未実施なのかを示しているものです。課題については、整備後の利活用や維持管理などのソフト面について記載しているものです。そのため、整備は実施済ですが、利活用や維持管理などに課題があるため、このような記載しています。
2.4.ブロック別計画（北赤羽ブロック）	29	p2-13、光ファイバーファイバーについての記載部分、「河川敷に敷設した光ファイバーを利用して水面常況を監視しています。」としてはどうか。	2市7区共通文のため、本案のとおりとします。
2.4.ブロック別計画（北赤羽ブロック）	30	p2-15にある図2-8の地図では、北赤羽ブロックの河川敷は現在すべてゴルフ場として利用されている（そして、今後は下流部の一部が自然保全地になる計画である）ことが示されているが、p2-13では「本ブロック下流部のゴルフ場利用されていた箇所」とあり、既にゴルフ場ではなくなっている箇所があると解釈できる記載があり不整合。	推進計画の改定時点（R6.3）での土地利用区分となっています。このため、現時点における土地利用状況と乖離がありますが、上位計画と整合性を図るため本案のとおりとします。
2.4.ブロック別計画（北赤羽ブロック）	31	ゴルフ場の農薬使用（安全性配慮）について記載されたことは評価したい。さらに踏み込んで、農薬の使用制限や、無農薬のゴルフ場を目標とすることを掲げて頂きたい。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。

2.4.ブロック別計画(北赤羽ブロック)	32	2010地区別計画に記載されていた、本流の護岸沿いの水辺散策路は除外せずに残し、将来の目標として整備を進めて頂きたい。	ゴルフ場での事故防止の観点から平常利用ではなく、自然観察会の受け入れに応じた取組としました。
2.4.ブロック別計画(北赤羽ブロック)	33	浮間河川防災ステーションの平常時利用については、トイレ等の便益サービスに加え、近年の水害の激甚化や災対法改正(避難行動要支援者の個別避難計画策定)といった時代の流れを踏まえ、沿川住民を誰一人取り残さず水害から守るための普及啓発拠点としての活用を進めて頂きたい。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
2.4.ブロック別計画(北赤羽ブロック)	34	p2-17、河川敷が花火大会会場としても活用されていることを付記してもよいのではないかと。	ご意見を踏まえ、ブロックの概況の部分に、花火大会として活用されていることを記載します。
2.4.ブロック別計画(北赤羽ブロック)	35	p2-17、荒川治水資料館の役割が旧岩淵水門の保存とその歴史的意義の継承だけであるかのように読めるので、「～とともに、荒川の洪水・水害の歴史や自然環境などの情報発信拠点として荒川治水資料館(アモア)が整備されています。」としてはどうか。	荒川治水資料館については、P2-5へ注釈として追加します。
2.4.ブロック別計画(赤羽岩淵ブロック)	36	p2-18、「「岩淵リバーステーション(緊急用船着場)」や全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設されています。」の部分、文章のつながりに若干違和感があるので、「「岩淵リバーステーション(緊急用船着場)」が設置されています。さらに、河川敷に敷設した光ファイバーを利用した水面常況の監視が行われています。」としてはどうか。	2市7区共通文のため、本案のとおりとします。
2.4.ブロック別計画(赤羽岩淵ブロック)	37	p2-19。「当ブロックは、現状の土地利用が多様であるため、更にエリアを細分し」とあるが、そうであるならば、「赤羽岩淵ブロック」としてまとめるのではなく、Aエリア、Bエリア、Cエリアをそれぞれ別ブロックにするべきではないか。北区も「荒川の将来を考える協議会」のメンバーなのであるから、北区内の地域であれば北区主導でブロック割を変更するべき。	ブロック区分は2010地区別計画からの土地利用の変遷が分かりやすいように、同じブロックを踏襲しています。
2.4.ブロック別計画(赤羽岩淵ブロック)	38	p2-19、「～受益者負担の制度化が望まれます。」とあるが、「～望まれます。」というのは他人事に聞こえるので、「受益者負担の制度化を進めます。」などとするべき。	取組課題として記載するため、「受益者負担の制度化を検討していくことが必要です」とします。

2.4.ブロック別計画(赤羽岩淵ブロック)	39	p2-20のCエリアの記載。2010年地区別計画の時点でも「～これまで大規模自然地と位置づけていましたが、～土地利用区分は未定とし、今後の検討課題」とされていたのであるから、15年経過してもなお「～これまで大規模自然地と位置づけていました」とするのは不適切。さらに、2010年の時点でも「今後'''の'''検討課題」とされていたものを、15年経過してもなお「今後'''の'''検討課題」とするのも不適切。そこで、「かつては大規模自然地と位置付けられていましたが、地盤高さ等を勘案し、より良い整備方針を定める必要があることから土地利用区分は未定とされていました。当地の土地利用区分は引き続き未定とし、水際部干潟を保全する等メリハリをつけた整備方針を検討してまいります。」などとするべき。	ご意見を踏まえ、過年度からの経過が分かるよう修正します。
2.4.ブロック別計画(赤羽岩淵ブロック)	40	【Aエリア】 2010地区別計画に記載されていた「北区・子どもの水辺」の底泥除去など中長期的な環境保全対策の実施については、現状を踏まえてかなり踏み込んだ記載に変わったことを評価したい。計画書に記載されている「特定外来種対策」に加え、底泥除去についてもボランティア活動の限界を超えつつあり、待ったなしの緊急課題となっているため、環境保全対策への予算と人的体制の重点的確保を求めたい。	ご意見を参考にブロック別計画の取組を推進していきます。
2.4.ブロック別計画(赤羽岩淵ブロック)	41	【Aエリア】 水際は自然地ネットワーク形成の重要な要素であり、特に生物の生息・移動空間としてその連続性の確保が求められる。そのため、JR荒川鉄橋周辺の水際部の干潟と自然地の保全に合わせ、水際に迫って設置されている鉄橋下流側の野球場1面を自然地化して「北区・子どもの水辺」と連続させ、水際線から数十メートルの範囲の連続的な自然地の保全・再生を求めたい。	上位計画より利用地としていることから、今後の参考とさせていただきます。
2.4.ブロック別計画(赤羽岩淵ブロック)	42	【Bエリア】 2010地区別計画よりも踏み込んで、旧岩淵水門に加えて荒川放水路の歴史の継承まで記載されたことを評価し、今後も保全と活用を推進して頂きたい。	ご意見を参考にブロック別計画の取組を推進していきます。

2.4.ブロック別計画(赤羽岩淵ブロック)	43	【Bエリア】 「ブロックの概況」に、旧岩淵水門が重要文化財に指定された旨の記載を入れた方がよいのではないかな。	ご意見を踏まえ、ブロック別計画の中で「土木遺産」として記載されている部分を「重要文化財」へ変更します。
2.4.ブロック別計画(赤羽岩淵ブロック)	44	【Bエリア】 荒川放水路や岩淵水門は東京の水害対策として建設された施設であり、荒川知水資料館での展示企画も近年の水害の激甚化や災対策改正等の時代の流れを踏まえ、沿川住民を誰一人取り残さず水害から守るための普及啓発を重点的に進めて頂きたい。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
2.4.ブロック別計画(赤羽岩淵ブロック)	45	【Bエリア】 2010地区別計画よりも踏み込んで、旧岩淵水門に加えて荒川放水路の歴史の継承まで記載されたことを評価し、今後も保全と活用を推進して頂きたい。	ご意見を参考にブロック別計画の取組を推進していきます。
2.4.ブロック別計画(赤羽岩淵ブロック)	46	【Cエリア】 このエリアは当初から大規模自然地と位置付けられていたこと、水際には干潟があること、少年野球場は豊島ブロックに整備されたことから、当初予定通り大規模自然地として位置づけ、整備をお願いしたい。	P2-21取組内容に記載のとおり、整備方針再検討の際は、自然地を優先に検討していきます。
2.4.ブロック別計画(豊島ブロック)	47	この場所は北区側から離れた場所にあり、北区民の利用は想定しづらいと思います。また、北区民以外でも日中散策している人もあまり多くないのではないのでしょうか。このような場所に植物を密植し、維持管理に多額の費用をかける必要は無いと思います。(歩いた時は遊歩道はきれいに清掃されていました。)	この場所の自然地は整備前に繁茂していた植物を残したものです。荒川全体の利活用の中で適切に管理していきます。
2.4.ブロック別計画(豊島ブロック)	48	水辺の再生としては、荒川下流の足立区などではアシの植生や人工の干潟のようなものは見かけますが、このように多くの植物を「意図的に」配した場所は無いのではないのでしょうか。上流においてもかなり遠くへ行かないと同様の人工の森？は見ることはいと思います。現地は夜になればかなり暗くなりますし、治安の面でも問題があるのではないかと思います。	この場所の自然地は整備前に繁茂していた植物を残したものです。防犯につきましては、今後の参考とさせていただきます。
2.4.ブロック別計画(豊島ブロック)	49	水辺の自然地の再生と書かれていますが、現状は水辺へアクセスはできないのではないのでしょうか。(無理してアクセス可能にしろという意見ではありません。)	豊島5丁目荒川緑地として水辺へアクセスする園路が整備されていますが、水際へは降りることはできません。

2.4.ブロック別計画(豊島ブロック)	50	岩渕ブロックの20年後の状況は、豊島ブロックでも同様に20年後に発生するでしょうが、どのような未来の想定をお考えでしょうか。私がざっと読み飛ばしただけだからかもしれませんが、将来的なメンテナンスサイクルとコストについての言及は、計画のなかでは読み取れませんでした。20年後に現在の密植状態がどのようになるのか、また20年後以内におそらく来るであろう河川敷への浸水に対してどのように対処するのか、その管理コストはどのようなものなのでしょう。	本計画では、今後の維持・管理に向けて、河川管理者、区、住民が協働で行うことを明記していますが、具体的なメンテナンスサイクルとコストについては、記載していません。 密植状態につきましては、干ばつなど適切な管理を検討していきます。また、浸水につきましては、河川敷全体の課題として管理者と調整しながら検討を進めていきます。
2.4.ブロック別計画(豊島ブロック)	51	推進計画が「自然系ゾーン」としているため、自然度向上を推進していく必要があります。」というのは、計画が先にあって、現在や未来の課題が後にあるような印象を受けます。(文章だけ変えろと言う趣旨ではありませんので、念のため。)	自然系ゾーンであるから自然度向上している訳ではなく、「豊島五丁目荒川緑地」の環境を自然地として保全していくことやより良い自然地として管理していくため、自然度の向上を推進していくことが課題となっています。
2.4.ブロック別計画(豊島ブロック)	52	新田わくわく水辺広場と連続していることから、荒川将来像計画推進計画では自然系ゾーンに位置付けられており、市民会議でも「自然地及び区民が自由に利用できる開放空間としての整備」を提言していた。にもかかわらず、首都高速王子線上流側は、自然地でも区民の自由利用空間でもない「豊島五丁目グリーンスポーツ広場」となってしまった。 そのような状況下で、本計画に「自然地の自然度向上を図るとともに、区民が自由に利用できる開放空間として維持管理を行います」と記載されたことは評価したいが、その通りにグラウンドのエコアップと、区民の自由利用時間帯の拡大と無料化を進めるべきである。	改定前の地区別計画において、スポーツグラウンドについて言及しており、地区別計画に基づき整備したところでは、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
3. 荒川の維持・管理の考え方	53	p3-3、図3-1は90度回転させて、右側が「水面」、左側が「市街地」となるように作り変えた方が見やすいと思う。(図3-7と似た形式にすればわかりやすいと思う。)	図面は北が上で左から流下するよう図示を原則としており、本図も市街地側から望む形で記載しています。
3. 荒川の維持・管理の考え方	54	p3-5 河川敷での迷惑喫煙やタバコのポイ捨て等の課題があることを追記するべき。	河川敷での迷惑喫煙やタバコのポイ捨て等をしないことは「節度ある利用」に含まれた行為と考えています。

3. 荒川の維持・管理の考え方	55	p3-7 【事例紹介1】北区・子どもの水辺協議会に対して、 【注目度】北区・子どもの水辺の活動推進と利用促進 北区・子どもの水辺は、人工的に造成された自然地なこともあり、その維持管理には機材だけでなく、多くの人手も要する。しかし、マンパワーは常に不足気味で、北区・子どもの水辺自体の関心も、あまり高くないという。そこで、「北区・子どもの水辺協議会」と連携して、維持管理に関わるマンパワーを増やす工夫を行う。北区・子どもの水辺を「大学の卒業論文」や「自然地創生・動植物の研究論文」等のテーマにしてもらう、見学した人たちに「SNSで情報発信」してもらうなど、北区・子どもの水辺の注目度を上げるような工夫をして、地球を壊さないために自分に何ができるかを考えてもらうと同時に、「持続可能な自然地」を目指す。	ご意見を踏まえ、北区・子どもの水辺の活動推進と利用促進の取組を推進していきます。
3. 荒川の維持・管理の考え方	56	p3-10、「～の適用範囲は河口から笹目橋の約30km区間となっています。」の部分、「地区別計画(北区編)」の中に記載するのであるから、「～の適用範囲は河口から笹目橋(埼玉県戸田市)の約30km区間であり、北区内の沿川全域が含まれます。」とするべき。	「～の適用範囲は河口から笹目橋(埼玉県戸田市)の約30km区間であり、北区内の沿川全域が含まれます。」に修正します。
3. 荒川の維持・管理の考え方	57	p3-10、「荒川下流河川敷利用ルール」は平成22年の運用開始後、令和4年だけでなく何度か改定されているので、運用開始日や改定日まで書く必要はないと思う。(～年〇月に改訂されましたと書くのならば、令和4年だけでなくその他の改定も書かなければならなくなる。)	現時点での最新版がいつなのかを明記し、確認いただくため、改定年月を示しており、途中段階の改定経緯の記載は不要と考えています。
3. 荒川の維持・管理の考え方	58	p3-15の「3.4. 自らできる川づくり支援の仕組み」という記載について、「""誰が""自らできるのか」という主語が必要。というのも、この地区別計画はp3-1で「沿川自治体や河川管理者だけでなく、荒川を利用する沿川住民、企業等あらゆる関係者との協働により流域全体で荒川を守り育てる体制づくりを行っていくことが重要」とあるように、行政だけでなく住民だけでもない多様な主体の協働の必要性を述べているのであるから、「自ら」と言った場合には、「国が自ら」、「自治体が自ら」、「土地を占有している民間企業が自ら」、「地域住民が自ら」などの全てを含む意味と解釈されなければならないはずである。他方、表3-2に書かれている内容はもっぱら「""住民""自らが」できる内容である。したがって、項目や表のタイトルは「""住民が""自らできる～」などとしなければならないはず。	「3.4. 沿川住民等が自らできる川づくり支援の仕組み」 「表3-2 沿川住民等が自らできる川づくり支援の取組内容」 にタイトルを修正します。

3. 荒川の維持・管理の考え方	59	「3.2. 行政と沿川住民の役割」の部分。北区独自の取組として河川敷は全面禁煙とのルールを制定するべき。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。
4. 計画の実施に向けて	60	「4. 計画の実施に向けて」という項題に若干違和感がある。「～に向けて」という表現はそこに至るまでの過程を意味するが、「計画の実施」自体が計画実現までの過程である。そこで、「計画の実施」「計画の推進(に向けて)」「計画の実現に向けて」といった項題はどうか。	「計画の実施」に修正致します。
4. 計画の実施に向けて	61	p4-1、「地区別計画は、各地区における概ね 20～30年後の姿を示しています。」とあるが、図2-12の進捗状況図では北赤羽ブロックのごく一部以外のほぼ全てのエリアが計画を「実施」済となっている。つまり、北区としては現在と20～30年後とは同じであると計画しているということになる。政策判断として、「今後20～30年は現状維持します」ということなのであれば、その旨を明確に記載しなければならない。	進捗状況図については、土地利用区分に合わせた整備(土地利用)が実現したのか、未実施なのかを示しているものです。北赤羽ブロックについては、地区のほとんどがゴルフ場で占有されているため、土地の利用区分は本案のとおりとします。ただし、計画としては、ゴルフ場でもエコアップなどと記載しています。
4. 計画の実施に向けて	62	p4-1、北区ではICT化DX化などが進められているところであるので、本計画の進捗状況等を随時アップロードしながらHPに掲載し、本計画書にQRコードを付すなどして閲覧できるようにするべき。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。
4. 計画の実施に向けて	63	p4-1。重要なのは「計画'''書'''」の周知ではなく、計画の内容の周知である。また、紙媒体だけの周知では不十分。北区はDXやICT化をさんざん言っているのであるから、それらを利用した周知も行う旨を追記するべき。また、このパブコメ自体も周知が不十分。	地区別計画につきましては、電子媒体のみを予定しています。パブリックコメントにつきましては、北区ニュース、HPのほかX、フェイスブックで周知しましたが、より多くの方へ周知ができるよう方法を検討します。
4. 計画の実施に向けて	64	p4-2、この地区別計画は20-30年程度使われることが想定されているのであるから、その期間内に計画見直しの必要性が生じることは当然ありえる。なので、その場合には「計画の見直しを検討します。」ではなく「計画を見直します。」とするべき。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。

その他の意見	65	ボランティアで時折、荒川河川敷のゴミ拾いをしています。足立区のゴミ拾い体制がとても良いものと思うので、北区でも同様の対応を希望します。具体的には足立区の占有グラウンド？などにある管理小屋(シルバー人材の方が勤務)では、気軽に誰でもゴミ拾いできるよう、ゴミ袋の提供や回収後のゴミ預かりをしてくれます。週一でゴミ回収車が来るようです。私は鹿浜橋、江北橋近くの管理小屋でゴミ袋をいただき、河川敷のゴミ拾いをしています。特に川辺は漂流するプラゴミや発泡ゴミが多く、短時間で大量に回収できます。家に持ち帰るには難しい量なので、その場で引き取っていただけるのは大変助かります。北区でも同様の対応をしていただけることを強く希望します。区内で空が開けた空間は非常に少なく、荒川河川敷は本当に気分転換できる場所です。そんな場所がキレイだとより良く感じますので、これからもゴミ拾いを続けます。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。
その他の意見	66	このパブコメ自体の周知が不十分。例えばWEB媒体に限った話でも、北区HP(やSNS)のみならず、荒川知水資料館HPや荒川下流河川事務所HPにもパブコメ募集について掲載すべき。他にも、荒川河川敷利用者にパブコメ募集中である旨やQRコードを掲載したチラシを配る等々、考えればアイデアいくらでも出るはず。	ご意見は、今後のパブリックコメントの実施に向けて、参考とさせていただきます。
その他の意見	67	このパブコメを提出する際、勤務先名の記入が「必須」となっているが、なぜ書く必要があるのか？	意見等を提出できる方は、①区内に住所を有する方、②区内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体または事業を営む個人、③区内に存する事務所または事業所に勤務する方、④区内に存する学校に在学する方、⑤その他施策の案に直接的な利害関係を有すると認められる方のいずれかに該当される方が対象となっています。①、④、⑤の方は記入の必要はありません。 なお、北区公式ホームページの意見入力フォームでは、入力必須となっておりますが、仕様の変更を検討します。
その他の意見	68	説明用資料として作成した「子ども向け分かりやすい版」に関する意見が10件ありました。	本資料は、パブリックコメントのために作成した資料です。そのため、ご意見は今後の参考とさせていただきます。
その他の意見	69	スペースや送り仮名など全体のバランスに関する意見が24件ありました。	分かりやすいよう修正します。
その他の意見	70	旧岩淵水門(赤水門)など写真や説明を入れてほしいなどの「分かりやすさ」に関するご意見が7件ありました。	分かりやすいよう修正します。